

2026 年度 第 4 回 理事会（臨時） 抄録

日 時： 2026 年 8 月 1 日（土） 13：30～13：48

場 所： 日本理学療法士協会会館

出席者

理 事： 斉藤、大工谷、佐々木、高橋、湯元、
白石、板倉、谷口、長谷川、森本、伊藤、内山、江草、岡持、小川、沖原、
大西、永野、野崎、山根

監 事： 太田、櫻田

欠席者

理 事： 吉井、熊崎、松井

監 事： 辺土名

I. 審議事項

（全 2 題）

1. 各種規程の廃止について	（湯元副会長）	承認
各種規程の廃止について審議がなされ、総員賛成で承認された。		
（主な内容） 定款細則については審議されたが、その他の統合等による規定の廃止については未審議であったために、臨時理事会で審議がなされた。		
（主な意見） 特になし		

2. 組織規則の見直し案について	（湯元副会長）	承認
組織規則の見直し案について審議がなされ、総員賛成で承認された。		
（主な内容） 2026 年 7 月の理事会において、変更する旨の議論はなされたが具体的変更案の議論がなされなかったために、欠落して決議が終了していた。 事務局内で議論を重ね、修正案を提示し、審議がなされた。なお、第 7 条第 2 項において日本語構文の修正を行ったため、合わせて審議がなされた。		
（主な意見） ・重複した学会・団体に属し、当該団体の業務執行理事を兼任している役員も多い。その場合、どちらかを退任しなければならないのか。 →「原則として」と規程に記載されている。通常、規程が策定されても任期終了し次に職務につく時まで、この規程は除外されるのが通例という認識である。届出を提出いただき、専務理事の判断で問題なしとなるか、		

判断しかねる場合は理事会で審議することとなる。少なくとも「競業若しくは利益相反が想定される場合」という前提にあり、状況と状態による。

・都道府県士会の役員、都道府県の専門職団体も同様な場合があるだろう。その場合は現状どのように考えているか。

→現状において、都道府県士会に多くの助成金を出している。その関係上、都道府県士会の執行役員になってはならないということはないが、決議する際に退席となった場合、過半数以上が同様の状況になったら決議が成り立たなくなる。果たして競業若しくは利益相反かという点、今回は都道府県士会と共同的に同じ目標に向かって進んでいくという大前提をもってして、この規程には該当しないと判断されて問題ない。

以上